

平成27年度競走馬事故見舞金支給規程改正及び事業再開について (お知らせ)

今年度、休止しておりました「競走馬事故見舞金事業」につきましては、右記のとおり規程を改正し、第2回定時総会(5月中旬予定)で事業、予算承認を受け、4/1 発症馬から適用実施して参りますのでご承知願います。 記

(改正要旨)

事業を再開するに当り、規程を簡素化し支給対象を県内競馬出走、トレーニングセンター内の事故に限定し、へい死(と殺)及び用役変更の2区分とした。

第5条(見舞金支給の対象外)

- 1.「県内競馬出走歴が3回以下の馬」を新たに入れ他県並みとした。
- 2. 愛知県競馬組合「競走馬死傷見舞金支給規程」に該当しないとき。

県競馬組合規程の各条文に適合する馬を対象と厳格化したため整理馬、笠松及び他場での事故馬を対象外とした。 ※県競馬組合規程(裏頁に添付)

- 3.発症日に本会会費が未納のとき。(従来通り) その他 療養見舞金 取り止め

支給基準表(新旧対照表) H27.4.1から適用 (単位: 円)

旧		新	
第2条 1.	へい死・と殺	150,000	100,000
2.	用役変更	100,000	50,000
3.	療 養	30,000	削除
4.	整 理 馬	50,000	削除

